

Title	慶應義塾大学藝術学会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝術学会
Publication year	2007
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.93, (2007. 12)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00930001-0226">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00930001-0226</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 慶應義塾大學藝文學會規約

## 第一章 総 則

二、委員 若干名。

三、会計監査 二名。

## 第九条

委員及び会計監査は会員の選挙によつて慶應義塾大學藝文關係の在職者の中から選ばれる。

## 第十条

委員長は委員の中から会計、編集その他の専門委員を指名することがある。委員は委員長を補佐して会務を執る。

## 第十二条

会計監査は学会会計の監査を行う。

## 第十三条

各委員の任期は二ヵ年とする。但し重任を妨げない。

## 第四章 会 議

本学会は総会と委員会とを開く。

## 第十四条

総会は委員長がこれを招集し、会員過半数の出席によつて成立する。議事の決定は多数決による。

## 第十五条

総会は毎年一回開催し、役員の改選、会務報告等を行う。

## 第十六条

委員会は隨時これを開く。

## 第五章 経 理

本学会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日

## 第十七条

に終る。

## 第十八条

本学会の経常費は学校法人慶應義塾その他よりの補助金並びに会費・寄附金及びその他の収入を以てこれに當てる。

## 第十九条

本学会は「慶應義塾大學藝文學會」と称する。

## 第二十条

本学会は、文学、言語、芸術の研究を目的とする。

## 第二十一条

本学会の事務所は東京都港区三田二ノ一五ノ四五慶應義塾大學文學部文学科研究室に置く。

## 第二十二条

本学会は第二条に定められた目的を達成するために左の事業を行う。

## 第二十三条

一、会員の學術研究を助成する事業。

## 第二十四条

二、会員の學術研究を發表する事業。

## 第二十五条

A、機関誌『藝文研究』の發行。

## 第二十六条

B、學術研究發表会の開催。

## 第二十七条

三、その他本学会の目的を達成するに必要な事業。

## 第二十八条

本学会は慶應義塾大學藝文關係の教授、助教授、講師、助手及び入会を希望する卒業者、並びに会員二名以上の推薦により委員会の承認を得た者を以て会員とする。

## 第二十九条

会員はその研究を機関誌『藝文研究』及び本学会學術發表会で發表することが出来る。

## 第三十条

会費は別に定めるところに従う。

## 第三十一条

本学会に左の役員を置く。

## 第三十二条

一、委員長 一名。

## 第三十三条

役 員 一員。

## 第三十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第三十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第三十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第三十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第三十八条

本学会に左の役員を置く。

## 第三十九条

本学会に左の役員を置く。

## 第四十条

本学会に左の役員を置く。

## 第四十一条

本学会に左の役員を置く。

## 第四十二条

本学会に左の役員を置く。

## 第四十三条

本学会に左の役員を置く。

## 第四十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第四十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第四十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第四十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第四十八条

本学会に左の役員を置く。

## 第四十九条

本学会に左の役員を置く。

## 第五十条

本学会に左の役員を置く。

## 第五十一条

本学会に左の役員を置く。

## 第五十二条

本学会に左の役員を置く。

## 第五十三条

本学会に左の役員を置く。

## 第五十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第五十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第五十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第五十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第五十八条

本学会に左の役員を置く。

## 第五十九条

本学会に左の役員を置く。

## 第六十条

本学会に左の役員を置く。

## 第六十一条

本学会に左の役員を置く。

## 第六十二条

本学会に左の役員を置く。

## 第六十三条

本学会に左の役員を置く。

## 第六十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第六十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第六十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第六十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第六十八条

本学会に左の役員を置く。

## 第六十九条

本学会に左の役員を置く。

## 第七十条

本学会に左の役員を置く。

## 第七十一条

本学会に左の役員を置く。

## 第七十二条

本学会に左の役員を置く。

## 第七十三条

本学会に左の役員を置く。

## 第七十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第七十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第七十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第七十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第七十八条

本学会に左の役員を置く。

## 第七十九条

本学会に左の役員を置く。

## 第八十条

本学会に左の役員を置く。

## 第八十一条

本学会に左の役員を置く。

## 第八十二条

本学会に左の役員を置く。

## 第八十三条

本学会に左の役員を置く。

## 第八十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第八十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第八十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第八十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第八十八条

本学会に左の役員を置く。

## 第八十九条

本学会に左の役員を置く。

## 第九十条

本学会に左の役員を置く。

## 第九十一条

本学会に左の役員を置く。

## 第九十二条

本学会に左の役員を置く。

## 第九十三条

本学会に左の役員を置く。

## 第九十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第九十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第九十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第九十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第九十八条

本学会に左の役員を置く。

## 第九十九条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百一条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百二条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百三条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百四条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百五条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百六条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百七条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百八条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百九条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百十条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百十一条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百十二条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百十三条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百十八条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百十九条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百二十条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百二十二条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百二十三条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百二十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百二十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百二十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百二十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百二十八条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百二十九条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百三十条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百三十二条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百三十三条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百三十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百三十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百三十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百三十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百三十八条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百三十九条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百四十条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百四十二条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百四十三条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百四十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百四十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百四十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百四十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百四十八条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百四十九条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百五十条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百五十二条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百五十三条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百五十四条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百五十五条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百五十六条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百五十七条

本学会に左の役員を置く。

## 第一百五十八条